

## 議案第50号

北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園規約の  
変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条の2第2項の規定に基づき、北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園規約の一部を別紙のように変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年8月31日提出

小野市長 蓬 萊 務

（提案理由）

平成31年3月31日付けで、多可町が北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園を脱退することに伴い、同組合の規約を変更する必要があるため。

北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園規約の  
一部を改正する規約

北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園規約（昭和41年  
兵庫県指令地第5017号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（組合を組織する地方公共団体）

第2条 組合は、西脇市、小野市、加西市及び加東市（以下「関係市」  
という。）をもつて組織する。

第5条第1項中「10人」を「8人」に、「関係市町」を「関係市」  
に改め、同条第2項中「市町」を「市」に改める。

第6条中「関係市町」を「関係市」に改める。

第7条第1項中「4人」を「3人」に改め、同条第2項中「関係市町」  
を「関係市」に改め、同条第3項中「市町」を「市」に改める。

第8条、第10条第1項、第2項、第4項及び第5項並びに第11条  
中「関係市町」を「関係市」に改める。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。